二の二　第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二　簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
二の三　第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三　土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
三　第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三　簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視等により検査する。
四　第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	四　簡易土堤の頂部の維持管理状況を、目視等により検査する。
18　防爆壁の基準	18　第三十一条の三の防爆壁の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○経済産業省令第四十号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。	2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
一～三十三　［略］	一～三十三　［略］